

# 同一労働同一賃金に取り組んでいますか？

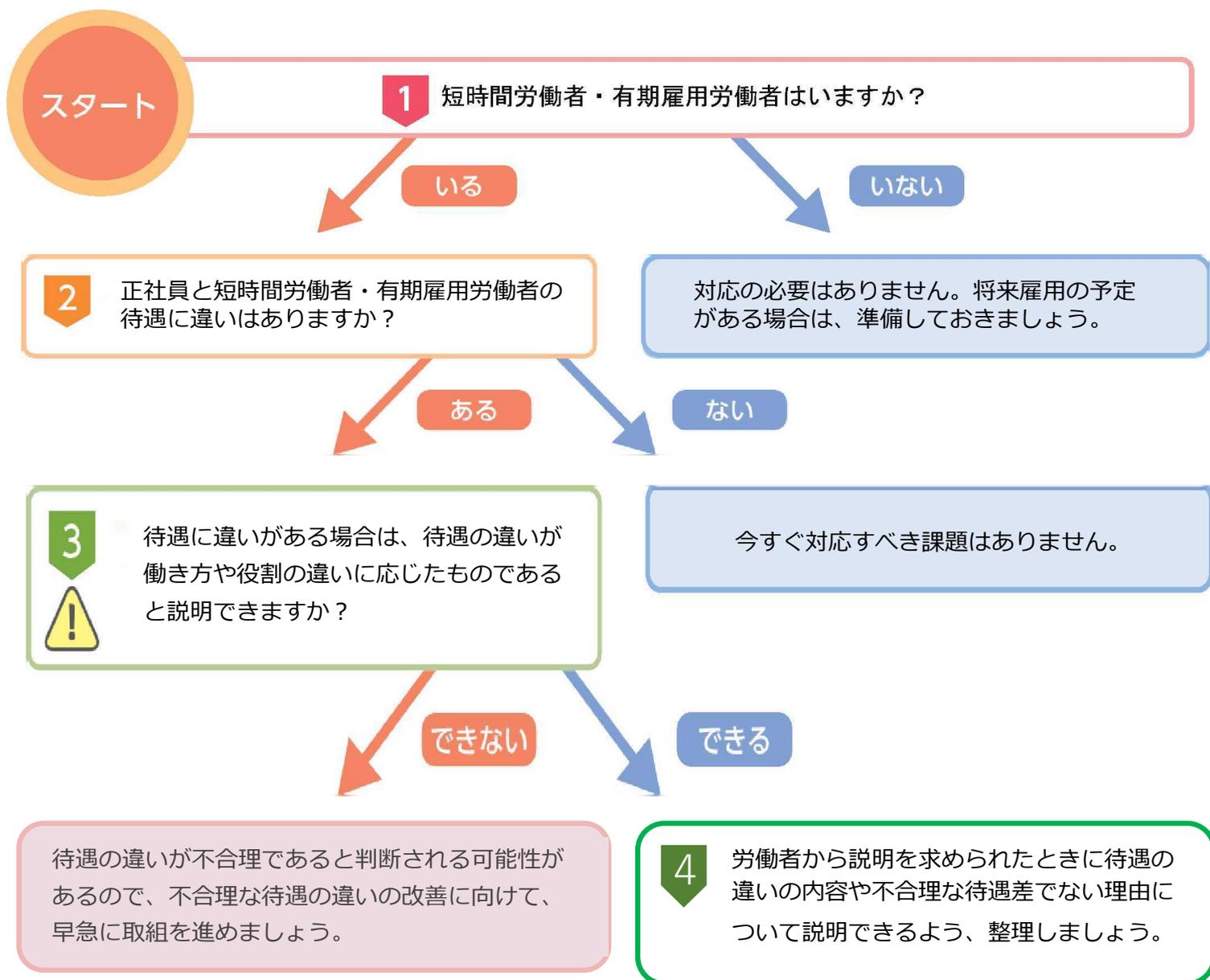
～待遇の違いについて、再点検をお願いします～

パートタイム・有期雇用労働法では、正社員と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差は禁止されています。

待遇の違いが不合理と認められるかどうかの判断は、個々の待遇（基本給・賞与・手当・福利厚生・休暇等）ごとに、その待遇の性質・目的に照らし、①職務内容②職務内容・配置の変更の範囲③その他の事情の違いを考慮して行います。

待遇の状況を確認し、雇用形態ごとに待遇に違いを設けている場合、違いが生じた理由を確認し、その違いが「不合理でない」ことを説明できるように、再点検をお願いいたします。

## 取組手順



パート・有期雇用労働法に関するお問い合わせ先  
兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課  
TEL 078-367-0820



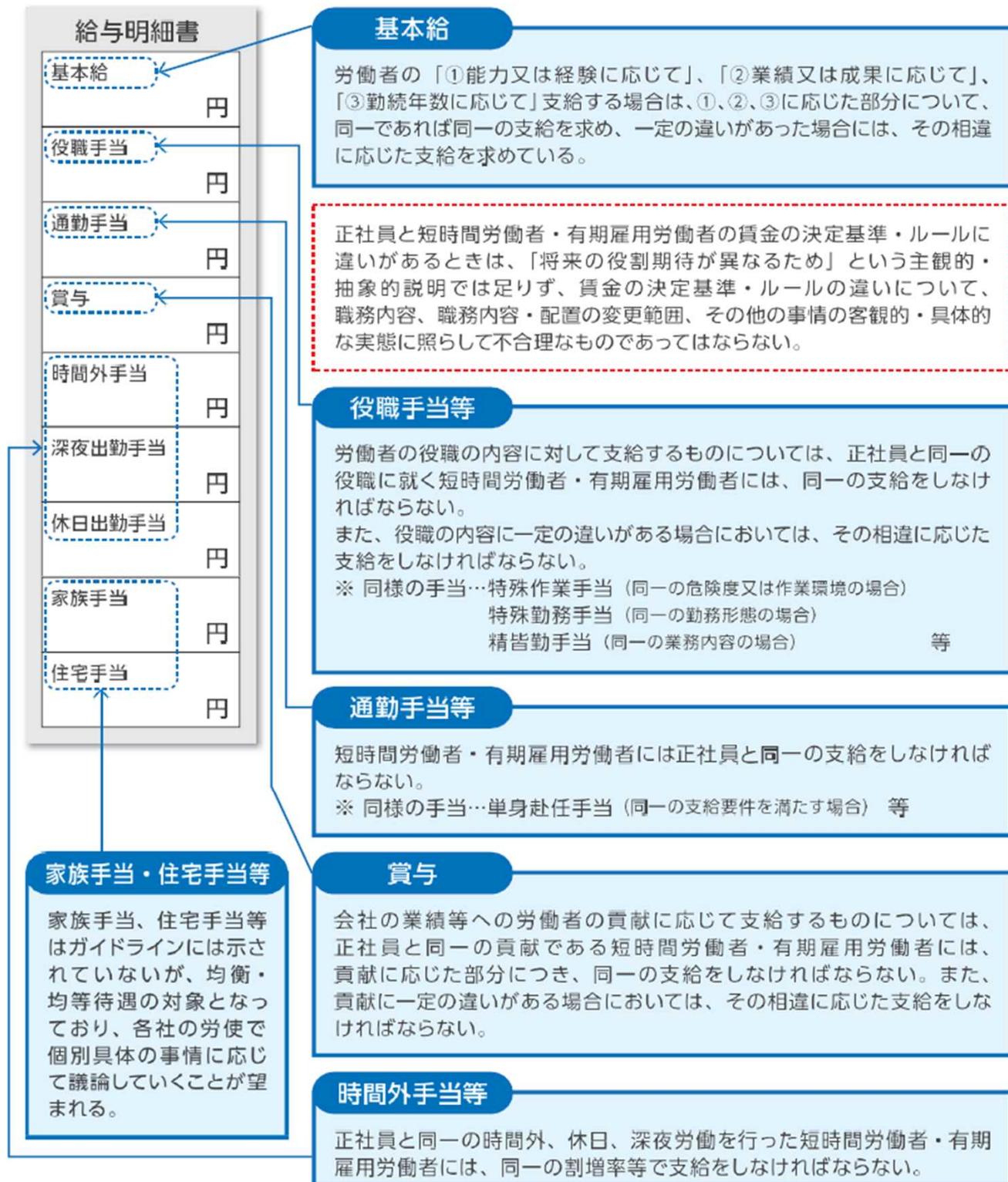
# 「同一労働同一賃金」とは？

## ～「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要～

「同一労働同一賃金」と聞くと、正社員と非正規労働者（短時間労働者、有期雇用労働者等）との間で「同じ労働（業務の内容や責任の重さを含む）をしているなら同じ賃金を支払いましょう」という意味で捉えている方もいるかもしれませんが、実際の意味合いはもう少し広がります。

厚生労働省では「同一労働同一賃金ガイドライン」（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）を定め、いかなる待遇差が不合理なものであるのか（ないのか）を示しており、その事例は基本給・賞与のみならず、業務の内容や責任の重さを問わない各種手当や休暇に及びます。（「通勤手当」「食事手当」「慶弔休暇」等。）

原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望まれます。



➡ どのような待遇差が不合理にあたるのかの判断については、次ページ以降の指導事例集を参考にしてください。

パートタイム・有期雇用労働法に基づき、性質や支給・付与目的に照らし、待遇ごとに不合理な待遇差か否かを判断し、労働局によって不合理とされ、是正を指導した事例を4つ紹介させていただきます。

## ①通勤手当

### 待遇差等の内容

【支給目的】

通勤費の補填

【是正前の待遇】

正社員には実費を支給し、有期雇用労働者には1日あたり定額を支給する

【待遇差の理由】

有期雇用労働者は近隣からの通勤者が多く、通勤費用があまりかからないため  
(実際は遠方にも採用情報を掲載しており、自己負担が生じている有期雇用労働者がいる)

### ⇒判断及びその理由、是正内容

#### 不合理

【判断理由】

労働契約に定めがあるか否かによって通勤に要する費用が異なるものではなく、費用負担が生じることからも同一水準で支給しないことは不合理な待遇差と判断。

【是正内容】

正社員と同一基準での支給とするよう指導し、是正。

## ②慶弔休暇

### 待遇差等の内容

【支給目的】

仕事から離れて慶弔行事に参加するため

【是正前の待遇】

正社員のみが付与、有期雇用労働者には付与なし

【待遇差の理由】

職務内容が異なるから(正社員：非定型業務、有期雇用労働者：定型業務)  
(なお、正社員と同じ週所定労働日数であり勤務日振替は難しい)

### ⇒判断及びその理由、是正内容

#### 不合理

【判断理由】

付与目的に照らせば、職務内容によって慶弔行事に参加するために労働から離れる機会を与える趣旨や時間が変わるものではないことから、不合理な待遇差と判断。

【是正内容】

正社員と同一基準で付与するよう指導し、是正。

### ③ 食事手当

#### 待遇差等の内容

【支給目的】

食費の補助

【是正前の待遇】

正社員とフルタイム有期雇用労働者に支給し、パートタイム労働者には支給なし

【待遇差の理由】

1日一定時間以上勤務する者を対象としており、パートタイム労働者はその時間数に満たないから  
(ただし、昼食時間を挟んで勤務するパートタイム労働者あり)

#### ⇒判断及びその理由、是正内容

#### 不合理

【判断理由】

食費の負担補助という目的に照らすと、食事を取る必要性については正社員もパートタイム労働者も変わるものではなく、所定労働時間が短いことを理由とすることは、パートタイム労働者であることを理由とする不合理な待遇差と判断。

【是正内容】

労働時間の途中に昼食のための休憩時間があるパートタイム労働者に対しても、正社員と同一の支給とするよう指導し、是正。

### ④ 精皆勤手当

#### 待遇差等の内容

【支給目的】

特定の業務に従事する従業員の皆勤を奨励するため

【是正前の待遇】

正社員のみを支給し、パートタイム・有期雇用労働者には支給なし

【待遇差の理由】

正社員はパートタイム・有期雇用労働者よりも早く出勤し、その時間で正社員のみが行うことができる特定の業務をしているため  
(ただし、特定の業務に従事していない正社員にも同様に支給)

#### ⇒判断及びその理由、是正内容

#### 不合理

【判断理由】

特定の業務に従事していない正社員にも手当を支給していることから、パートタイム・有期雇用労働者に支給しないことは雇用形態を理由とするものであり、不合理な待遇差と判断。

【是正内容】

勤務日数・時間に応じ正社員と同一基準で支給するよう指導し、是正。



**みなさんの会社でもこんなことありませんか?**

通勤手当の認定  
お願いします

これ、  
定期券の領収書と  
定期券の写し

私と同じ駅だ  
ご近所なんですね

そんなんですか?

04

承知しました

あ

03

通勤手当の認定  
お願いします

02

本当に  
パートだから仕方ない  
のでしょうか

誰!?

08

正社員は責任の重い仕事を  
しているからなあ...

仕方ない  
仕方ない

07

じゃあ認定の方  
お願いします

はい

05

正社員は  
通勤定期代が  
支給されるのから

私はパートだから  
もらえないけど...  
パートだから  
仕方ないよね

06

申し遅れました!  
わたくし、  
バゆうちゃんと  
申します!

010

通勤手当が、通勤に  
必要な経費を支給する  
手なのであれば、  
パートに支給しない  
理由は为什么呢?

たしかに...

え!?  
あなた誰  
しかし!

09

正社員がパートと  
仕事の内容や  
責任の重さが違うのなら、  
仕事の成果や  
責任の重さに対して  
支払われる賃金や手当が  
違うのはわかります...

09

失礼します

総務部長に  
聞いてみよう!

12

パートタイム・有期雇用労働法により、  
事業主は短時間労働者・有期雇用労働者から  
正社員との待遇の違いやその理由などについて  
説明を求められた場合は、  
説明をしなければなりません

知ってましたか?

11

ありがとうございます!

15

ちょっと調べてみます

通勤手当は正社員にしか  
支給しないが...  
なぜかなんて考えたことなかったよ!

14

毎日同じ駅から通勤しているのに  
パートの私にはなぜ通勤手当が  
支給されないのですか?

13

